

令和6年度

大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業

【公募要領】

県内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与するため、自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした体験型のサービスを開発し、来県者への提供に取り組む事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

[受付期間]

令和6年4月8日（月）～令和6年5月29日（水）（17:00必着）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

[提出・問合せ先]

事業実施地域を所管する各振興局地域創生部

振興局名	所管する市町村	電話
大分県東部振興局	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	TEL 0978-72-0857
大分県中部振興局	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	TEL 097-506-5727
大分県南部振興局	佐伯市	TEL 0972-22-9073
大分県豊肥振興局	竹田市、豊後大野市	TEL 0974-63-1291
大分県西部振興局	日田市、九重町、玖珠町	TEL 0973-23-5739
大分県北部振興局	中津市、豊後高田市、宇佐市	TEL 0978-32-1373

※昨年度から、提出・問合せ先が各振興局へ変更になりましたのでご注意ください。

1 公募する事業の詳細

(1) 事業の内容

対象となる事業は、次の①、②のいずれかに該当するものとします。

①自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした、アドベンチャーツーリズム、カルチャーツーリズム、宇宙のいずれかに関連する体験型のサービス等を提供する取組で、かつ、収益が期待できる有料のサービスを提供し、観光消費額の向上を図る取組であること。

②2025年開催の大阪・関西万博での誘客のために重要なコンテンツとして県が特に認める取組。

(2) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～④に掲げるものとする。

- ① 中小企業者等
- ② 中小企業者等で構成された団体
- ③ 中小企業者等を含むコンソーシアム
- ④ その他、観光消費額の向上を促進すると知事が認める団体

(3) 中小企業

法人については、「資本金又は出資の総額」または「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

個人については、常時使用する従業員数が次に該当していること。

業 種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
宿泊業（ホテル営業、旅館営業、 簡易宿所営業及び下宿営業）	5,000 万円以下	200 人以下
製造業、その他 （上記に掲げる業種を除く）	3 億円以下	300 人以下

(4) 補助金額

- 補助率 1 / 2 以内
- 補助上限額 1 0 0 万円以内

(5) 補助対象経費

採択取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

科目	補助対象経費の内容
報償費	講師謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
旅費	講師旅費、調査・研究事業に要する旅費等
需用費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が 10 万円未満のもの
修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等 注) 内装・設備・施設工事費は必要最小限度とすること。
役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
委託料	ホームページ・PR 動画等作成委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び 賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
工事請負費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められるもの

注) 以下の経費は補助対象経費から除く

- ・事業者の運営経費
- ・土地の購入に要する経費及び補助費

2 応募について

(1) 応募期間

令和6年4月8日(月)～令和6年5月29日(水) ※17時00分 必着

(2) 受付方法

別添の「令和6年度大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業実施計画認定申請書等」を正本1部副本7部(参考資料を添付する場合は当該資料を8部)持参または郵送(必着)で、事業実施地域を所管する県振興局地域創生部に提出してください。

(3) 提出先・問い合わせ先

名称	所管する市町村	所在地	電話
大分県東部振興局 地域創生部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎内)	TEL 0978-72-0857
大分県中部振興局 地域創生部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	〒870-0021 大分市府内町3-10-1 (大分県庁舎別館)	TEL 097-506-5727
大分県南部振興局 地域創生部	佐伯市	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	TEL 0972-22-9073
大分県豊肥振興局 地域創生部	竹田市、豊後大野市	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎内)	TEL 0974-63-1291
大分県西部振興局 地域創生部	日田市、九重町、玖珠町	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	TEL 0973-23-5739
大分県北部振興局 地域創生部	中津市、豊後高田市、宇佐市	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎内)	TEL 0978-32-1373

(4) 注意事項

認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。
応募いただいた書類は返却しません。

3 選定方法等

(1) 補助事業の認定

提出された書類に基づいて、外部の有識者等で構成する「大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業審査会」での審査結果を踏まえ、事業の実施効果が高いと見込める事業を認定します。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合は

あります。

(2) 認定基準

次の項目を総合的に評価します。

- ①市場ニーズの理解度
 - ②サービスの魅力とターゲットの妥当性
 - ③PR から実施、料金回収までサービス全体の完成度及び工夫の有無
 - ④事業の収益性
 - ⑤本県の観光消費促進への貢献可能性
 - ⑥パートナーシップ構築宣言の実施
 - ⑦大分県アウトドアガイド認証制度登録ガイドの活用
- ※アドベンチャーツーリズムに関連する取組でガイドによるツアー等を行う場合

(3) 通知・公表

採択結果については7月上旬に申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。

4 採択された場合の留意点

(1) 採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。

（※採択後の補助金交付申請書については、大分県商工観光労働部観光局観光政策課への提出になります。各振興局から観光政策課へ窓口が変わりますので、ご注意ください。）

(2) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。

（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません）

(3) 事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(4) 原則として、令和7年2月28日（金）までに事業を完了してください。

(5) 実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。

(6) 補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。

(7) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。

(8) 補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

(9) 採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事例として事例発表をお願いすることがあります。

(10) 事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告していただきます。

(11) 大分県補助金等交付規則、大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。